

機械器具 5 2 医療用拡張器
一般医療機器： 医療用拡張器 JMDN：70969001
巻き爪ロボ B

【禁忌・禁止】

1. 本品は、未滅菌ですので、使用前に必ず洗浄・滅菌を行うこと。
2. 製品は、本来の使用目的と違う用途で使用しないこと。
3. 本品に加工、改造などは絶対に行わないこと。
4. 幼児、子供が容易に手の届くところに置かぬこと。

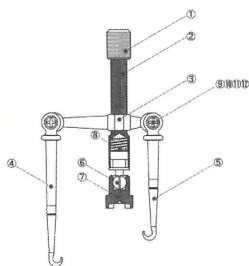
【形状・構造及び原理等】

1. 構成 及び 材質

- ① ツマミ 黄銅 ② 調整ネジ ステンレス鋼 ③ ベース 黄銅
- ④ フック長 黄銅 ⑤ フック短 黄銅 ⑥ プランジャー 黄銅
- ⑦ 爪押さえ 樹脂 ⑧ 調整バネ ステンレス鋼
- ⑨ 段付ナット 黄銅 ⑩ ネジ 鉄
- ⑪ ワッシャー 黄銅 ⑫ 関節バネ ステンレス鋼

2. 形状、構造

<概観図>



付属品 爪押さえ

3. 原理

爪の変形が大きい又は爪の厚い側に短いフックを、変形が少ない又は爪の薄い方に長いフックをセットし、支点となる爪押さえを変形起点に位置させた状態でツマミを回転させることにより、プランジャーが潜り、内部のバネの反発力でフックが持ち上げられ、巻き爪の変形を適度に拡張し矯正することができる。力の分解の法則で爪の変形が大きい又は爪の厚い側を大きな力で重点的に持ち上げることが出来る。

【使用目的、効能又は効果】

1. 使用目的

本品は、患部を拡張する為に用いる器具であり、電動式のものではなく、再使用可能である。（巻き爪・陥入爪及び爪が変形した患者の部位を程よく拡張させるために用いる器具である。）

2. 効能又は効果

巻き爪・陥入爪等変形した爪を左右均等に美しいカーブにして爪の変形及び痛みを治します。

【操作方法または使用方法】

ベース部を手を持ち、フックを爪の巻きの両端部位にかけて固定します、その際に爪の変形が大きい側又は爪の厚い側に短いフック、変形が少ない又は爪の薄い方に長いフックをセットします。適度の押し上げ力を感じる迄、ツマミを時計方向に回転させます。全体を短いフック方向に傾け、フック部を押えながら、爪押さえが変形の起点付近に来る位置でツマミを回して無理のない範囲内で、プランジャーを潜らせませす。装着したまま、お湯（38℃～42℃）で約20分間温浴し、爪を軟化させます。プランジャーの位置と押込み量で爪の形状が左右均等になるよう調整します。巻き爪ロボBを装着した状態で、ドライヤーをかけて、約10分間乾燥硬化させてから巻き爪ロボBを取り外します。

「使用上の注意」

1. 環境条件

施術に適した環境条件の下で使用すること。

2. 使用方法

禁忌、禁止の欄を参照し、通常の医療行為の中で使用されること。

異常な状態では事故になる恐れあり、そのような使用は避けること。

本品は、当初未滅菌ですので、使用に際しては必ず洗浄するか、滅菌をして下さい。

① 先端を損傷したり、硬いものに接触させたりして変形や損傷が生じると、器具・器械の寿命を著しく低下させ、効果を失います。

② 本品を使用する際には、装置と技術に対する適切な理解が必要です。手技には習熟を要し、無理に使用しないで下さい。

③ 本品の使用には、爪と周辺組織の損傷を避けるために、予め知識と配慮が必要です。異常な時には医師に相談下さい。

④ 誤った使用方法是本品の損傷を招く恐れがあります。

⑤ 本品を取り扱う際には、思わぬ怪我を避ける為、先端部等に細心の注意を払い、包装から取り出し洗浄・滅菌を行うこと。

⑥ 洗浄の際、目の粗い磨き粉や、金属布で本品の表面を磨かないこと。

3. 特別にオートクレーブ（121 度C20分）又はエチレンオキシaidにて滅菌を要する場合には、加圧滅菌の為に ロックすることがありますが、ロック等は開いた状態で行ってください。

「貯蔵・保管方法及び使用期間等」

1. 高温、多湿、直射日光などを避けて塵や埃のない清潔な場所に保管すること。

「滅菌・維持・管理、保守点検」

1. 医療機器の使用、保守管理責任は使用者側にあります。

2. 本品を安全に、より長い期間使用して頂く為に、定期的な点検は、必ず守って下さい。

3. 錆を防ぐ為に以下のことを励行して下さい。

① 使用後は速やかに洗浄を行うこと。

② 離脱可能なものは取り外し、離脱しないものは可動部分を動かしながら洗浄すること。

③ 洗浄後に汚れが残った状態で滅菌・殺菌等しないこと。

④ 酸やアルカリの強い洗剤の使用は避けること。

⑤ 超音波洗浄の際にはメーカー指定の適正な洗剤を使用すること。（家庭用洗剤は使用しないで下さい。）

⑥ 洗浄した後、湿った状態で放置しないこと。

「包装」

本体1本入り。 付属品：爪押さえ、1 個。

「製品に対する苦情」

1. 製品の品質、安全性、信頼性、耐久性、効果効能或いは性能に関する苦情は、下記の製造販売元までご連絡下さい。

2. 本品が機能しない（例えば、規格に合わない、期待されたように働かない）場合、又は 機能しないことが疑われる場合には速やかにご連絡下さい。

3. 本品により、あるいはこの製品により患者に重篤な障害が起きたと思われる場合には、電話、FAXなどにより直ちにご連絡下さい。

「製造販売業者の名称及び住所」

製造販売元 株式会社鹿浜製作所

住所 〒123-0864 東京都足立区鹿浜4-22-17

電話 03-3855-1100

FAX 03-3855-0022

製造業者 株式会社鹿浜製作所

住所 〒123-0864 東京都足立区鹿浜4-22-17

電話 03-3855-1100

取扱説明書を必ずご参照ください。